

宮崎県の対応方針（改訂）

令和2年12月2改訂
(下線部が主な改訂部分)

1. 基本的な考え方

- (1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。
- (2) 県内の感染状況については、二次医療圏域*ごとに、新規感染者数などを目安として設定する3つの圏域区分への該当性を判断し、当該圏域における行動要請例を示す。特に、感染が急増する市町村単位などの区域において、いわばスポット的に、感染の主な要因である感染機会に繋がる場面に焦点を当てた措置を、一定期間、講じる。
- (3) 感染区分や国が示す指標等を目安として、県民の行動変容を促すため、警報を発令する。
- (4) 県民に対し、速やかに圏域区分毎の行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐために、適宜周知広報を行う。

※ ①延岡・西臼杵圏域、②日向・東臼杵圏域、③宮崎・東諸県圏域、④西都・児湯圏域、⑤日南・串間圏域、⑥都城・北諸県圏域、⑦小林・えびの・西諸県圏域

2. 圏域ごとの感染状況と行動要請例

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○実施 (国事務連絡を準用)	○ガイドライン遵守
黄	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○状況に応じ、実施 (規模縮小を含む)	○ガイドライン遵守
黄	オレンジ 感染警戒区域(※1) ・新規感染者が急増（直近1週間） ・感染経路不明の例が続発（直近1週間） ・感染者集団（クラスター）の続発(※2)	○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等）	○イベントにおける感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（自粛、規模縮小を含む）	○状況に応じ、感染機会の制限
赤	感染急増圏域 ・新規感染者が急増（直近1週間） ・感染経路不明の例が続発（直近1週間） ・感染者集団（クラスター）の続発	○原則、外出自粛	○原則、中止又は延期	○感染機会の制限

※1：黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定

※2：圏域単位で国基準ステージ3相当になった場合において、当該圏域内の感染が急増している市町村が目安

3. 警報

(1) 県内について

表示		発令目安	対応例
	レベル4 (緊急事態宣言)	・国指標ステージ4相当 (各指標を総合的に判断)	・全域において、赤圏域の対応 ・その他の必要な対応
	レベル3 (感染拡大緊急警報)	・国指標ステージ3相当 (各指標を総合的に判断)	・緑及び黄にあっては黄圏域の対応、 赤圏域は赤圏域の対応（オレンジ区域 は個別に設定） ・全域における、その他の必要な対応
	レベル2 (特別警報)	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応 (オレンジ区域は個別に設定)
	レベル1 (警報)	・黄圏域が1つから3つまで	・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
	レベル0 (持続的な警戒)	・全ての圏域が緑	・県全域において緑圏域の対応

※県が感染拡大緊急警報又は緊急事態宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする（意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は国指標ステージ3相当以前）。

(2) 県外について

①感染注意地域（目安として、当該都道府県等において、直近1週間の新規感染者数が10万人あたり2.5人を超えた地域）：訪問する方は、感染防止に十分な注意を要請

②感染流行地域（目安として、当該都道府県等において、外出自粛要請などの対応が採られた地域又は、直近1週間の新規感染者数が目安として10万人あたり5人を超えた地域）：往来については、その必要性を十分に判断の上、慎重な行動を要請

※これらの地域表示に加え、必要に応じて、一定の都道府県等について、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請

4. 持続的な警戒態勢

- ・ 県民に、基本的な感染対策（3密回避、マスクの着用、手洗い、手指消毒等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- ・ 県民に、『会食の「みやざきモデル」』を推奨する。
- ・ 全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- ・ 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う（詳細は県と協議）。

5 その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、当該対応方針を踏まえた対応への理解及び協力を求める。

6. 適用

令和2年10月14日付け宮崎県対応方針を改正し、令和2年12月2日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

県ホームページのイメージ

